

デイサービスはなまるの湯 東大阪店  
指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕事業運営規程

(目的)

第1条 当運営規程は NTL 株式会社が設置するデイサービスはなまるの湯 東大阪店（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、もって事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔通所型介護予防サービス〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者又は事業対象者に対し、適切な指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定通所型介護予防サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者又は事業対象者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 8 前各項のほか、「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める

条例」第3条及び第4条[「東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

2 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスはなまるの湯 東大阪店
- (2) 所在地 東大阪市長栄寺7-5 グランパセオサウス 101号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 従業者

生活相談員	1人以上
介護職員	5人以上
機能訓練指導員	2人以上
看護職員	1人以上

従事者は、指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の業務に当たる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員は、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日、営業時間等)

第6条 事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(祝日含む)までとする。ただし、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目午前8時30分から午後12時00分まで、  
2単位目午後1時15分から午後4時45分までとする。

(指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日35名とする。

1単位目35名、2単位目35名

(指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の内容)

第8条 指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (3) 機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定通所型介護予防サービスを提供した場合の利用料の額は、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、無料とする。

4 飲料水の提供に要する費用については、100円を徴収する。

5 おむつ代については、1枚200円を徴収する。

6 その他、指定通所介護〔通所型介護予防サービス〕において提供される便宜のうち、日

常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

- 7 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、

東大阪市（新喜多1丁目、新北島2丁目、西堤1丁目、西堤2丁目、西堤楠町1丁目、西堤楠町2丁目、西堤楠町3丁目、西堤本通西1丁目、西堤本通西2丁目、西堤本通西3丁目、西堤本通東1丁目、西堤本通東2丁目、西堤本通東3丁目、西堤学園町1丁目、西堤学園町2丁目、西堤学園町3丁目、長田、長田1丁目、長田西1丁目、長田西2丁目、御厨西ノ町1丁目、御厨西ノ町2丁目、御厨1丁目、御厨2丁目、御厨3丁目、御厨4丁目、御厨中1丁目、御厨南1丁目、御厨栄町1丁目、御厨栄町2丁目、御厨栄町3丁目、御厨栄町4丁目、高井田元町1丁目、高井田元町2丁目、高井田西1丁目、高井田西2丁目、高井田西3丁目、高井田西4丁目、高井田西5丁目、高井田本通1丁目、高井田本通2丁目、高井田本通3丁目、高井田本通4丁目、高井田本通5丁目、高井田本通6丁目、高井田中1丁目、高井田中2丁目、高井田中3丁目、高井田中4丁目、高井田中5丁目、長栄寺、長堂1丁目、長堂2丁目、長堂3丁目、足代北1丁目、足代北2丁目、足代新町、足代1丁目、足代2丁目、足代3丁目、足代南1丁目、足代南2丁目、三ノ瀬1丁目、三ノ瀬2丁目、三ノ瀬3丁目、岸田堂西1丁目、岸田堂西2丁目、岸田堂北町、岸田堂南町、寺前町1丁目、寺前町2丁目、太平寺1丁目、太平寺2丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、荒川1丁目、荒川2丁目、荒川3丁目、俊徳町1丁目、俊徳町2丁目、俊徳町3丁目、俊徳町4丁目、俊徳町5丁目、永和1丁目、永和2丁目、永和3丁目、横沼町1丁目、横沼町2丁目、横沼町3丁目、菱屋西1丁目、菱屋西2丁目、菱屋西3丁目、菱屋西4丁目、菱屋西5丁目、菱屋西6丁目、小阪1丁目、小阪2丁目、小阪本町1丁目、小阪本町2丁目、下小阪1丁目、下小阪2丁目、下小阪3丁目、中小阪1丁目、中小阪2丁目、中小阪3丁目、宝持1丁目、宝持2丁目、上小阪1丁目、上小阪2丁目、上小阪3丁目、上小阪4丁目、西上小阪、小若江1丁目、小若江2丁目、小若江3丁目、小若江4

丁目、長瀬町1丁目、長瀬町2丁目、長瀬町3丁目、柏田西1丁目、渋川町1丁目、高井田、西堤西、藤戸新田1丁目)

大阪市東成区(東中本2丁目、東中本3丁目、東今里2丁目、東今里3丁目、大今里1丁目、大今里2丁目、大今里3丁目、大今里4丁目、大今里南1丁目、大今里南2丁目、大今里南3丁目、大今里南4丁目、大今里南5丁目、大今里南6丁目、神路1丁目、神路2丁目、神路3丁目、神路4丁目、深江北1丁目、深江北2丁目、深江北3丁目、深江南1丁目、深江南2丁目、深江南3丁目)

大阪市生野区(田島1丁目、田島2丁目、田島3丁目、中川1丁目、中川2丁目、中川3丁目、中川4丁目、中川5丁目、中川6丁目、中川東1丁目、中川東2丁目、新今里1丁目、新今里2丁目、新今里3丁目、新今里4丁目、新今里5丁目、新今里6丁目、新今里7丁目、小路1丁目、小路2丁目、小路3丁目、小路東1丁目、小路東2丁目、小路東3丁目、小路東4丁目、小路東5丁目、小路東6丁目、巽中1丁目、巽中2丁目、巽西1丁目、巽西2丁目、巽東1丁目、巽東3丁目、巽北1丁目、巽北2丁目、巽北3丁目、巽北4丁目)の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な

措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。
- 4 利用者に対する指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### （非常災害対策）

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### （苦情処理）

- 第15条 指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束等の原則禁止）

第19条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（地域との連携等）

第20条 事業所は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年3回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。
  - (1) 通所介護計画〔通所型介護予防サービス計画〕については、計画の完了の日
  - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日
  - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日
  - (4) 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日
  - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、そのサービスを提供した日
  - (6) 身体的拘束等の記録については、当該サービスを提供した日
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は NTL 株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。